一般社団法人郡山市観光協会　教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　一般社団法人郡山市観光協会は、郡山市内への教育旅行の誘致及び郡山広域連携中枢都市圏をはじめとする県内の観光周遊促進を図るため、学校行事の一環として市内民間宿泊施設への宿泊を伴う修学旅行等の教育旅行を実施する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（以下「学校」という。）及びその教育旅行を取り扱う旅行会社に対し、その実施に係る経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第２条　補助の対象者は、学校行事の一環として郡山市内の民間宿泊施設への宿泊を伴う修学旅行や林間学校等（これに準ずるものを含む。以下「教育旅行」という。）を実施する学校を対象とする。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

(1) 部活動やクラブ活動における合宿の場合

(2) 学校教職員が児童、生徒を引率しない場合

(3) 各種大会等への参加に伴う宿泊となる場合

２　本事業を申請する学校が実施する教育旅行について、旅行業務を取り扱う旅行会社（旅行業を登録する事業所。以下「旅行会社」という。）を対象とする。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費は、市内民間宿泊施設への宿泊費とする。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税は除く。

（補助額）

第４条　補助金の額は、児童、生徒及び引率する学校教職員１人当たり１泊につき 2,000 円を限度とし、予算の範囲内で会長が定める額とする。

２　本事業を申請する学校の教育旅行を取り扱う旅行会社に対し、手数料として教育旅行の実績１回当たり延べ宿泊人数 100 人未満の場合は 10,000 円、同実績１回当たり延べ宿泊人数 100 人以上の場合は 20,000 円を補助する。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする学校の長（以下「学校長」という。）は、教育旅行実施日の 10 日前までに、補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 旅程表（任意様式）

(2) 市内民間宿泊施設が作成した見積書の写し

(3) 本補助制度以外の宿泊費に係る補助を受ける場合は、その申請書の写し

２　申請の受け付けは、教育旅行の実施日を問わず先着順とし、受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

（交付の決定）

第６条　会長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審

査により、その内容が適正と認めたときには、速やかにその交付の決定をしなければならない。

（交付の条件）

第７条　会長は補助金の交付の決定をする場合において、必要と認める場合には、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 補助金を目的以外に使用してはならない。

(2) 教育旅行の内容の変更又は補助対象経費の変更（別表第１に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、速やかに会長の承認を受けること。

(3) 教育旅行の実施を延期し、又は中止しようとする場合においては、速やかに会長の承認を受けること。

（決定の通知）

第８条　会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第２号様式）により、学校長及び旅行会社代表者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　学校長は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認の申請）

第 10 条　第７条第２号又は第３号の規定に基づき会長の承認を受けようとする場合は、変更（中止）申請書（第３号様式）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、変更（中止）承認通知書（第４号様式）により、学校長及び旅行会社代表者に通知しなければならない。

（実績報告）

第 11 条　学校長は、教育旅行終了後 14 日以内又は開催日の属する年度の３月 31 日までのいずれか早い日までに実績報告書（第５号様式）に、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 市内民間宿泊施設が作成した請求書の写し

(2) 宿泊証明書（第６号様式）

(3) 本補助制度以外の宿泊費に係る補助を受ける場合は、その決定通知書の写し

（補助金の額の確定）

第 12 条　会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、当該教育旅行が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校長及び旅行会社代表者当該補助対象者に通知するものとする。ただし、すでに通知している決定額と確定額が同額の場合、確定通知は省略することができる。

（補助金の交付請求）

第 13 条　会長は、前条の規定により補助金の額が確定した場合は、学校長に補助金交付請求書（第７号様式）、旅行会社代表者に手数料交付請求書（第８号様式）を提出させ、学校長及び旅行会社代表者が指定する口座へ交付するものとする。

（決定の取消し）

第 14 条　会長は、学校又は旅行会社が、当該教育旅行に関して補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、第 12 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第８条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合の通知について準用する。

（補助金の返還）

第 15 条　会長は、前条の規定により補助金の決定の取消しをした場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

（特別の事情による特例）

第 16 条　会長は、補助事業の性質により、この要綱に定める方法によりがたい特別の事情がある場合には、その限度において、別に定めるところにより、この要綱の定めの特例を定めることができる。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年８月 20 日から施行する。

別表１（第７条関係）

軽微な変更	１　補助金額の２０％以内の減 ２　補助事業内容の細部の変更